

〔資料〕

施設見学記録(22) 和泉学園

永田憲史

浪速少年院(五五卷六号)	京都少年鑑別所(六〇卷一号)
宇治少年院(五六卷一号)	弘済のぞみ園(六〇卷三号)
京都医療少年院(五六卷四号)	大阪刑務所(六〇卷四号)
三重刑務所(五七卷一号)	奈良少年院(六〇卷五号)
宮川医療少年院(五七卷四号)	和歌山刑務所(六一卷一号)
神戸刑務所(五七卷五号)	和泉学園(六一卷二号)
岩国刑務所(五七卷六号)	有明高原寮(六二卷一号)
京都刑務所(五八卷二号)	若葉学園(六二卷二号)
若葉学園(五八卷四号)	和歌山刑務所(六三卷一号)
姫路少年刑務所(五九卷五号)	国児学園(六三卷二号)
交野女子学院(五九卷六号)	和泉学園(本号)

今回は、和泉学園の様子を紹介する。和泉学園は、大阪府内にある男子少年院の一つである。長期処遇と短期処遇の少年双方を収容しており、一つの少年院としては全国最大の収容定員を誇る。

大阪府内の少年院としては、ほかに男子少年院の浪速少年院(大阪府茨木市。本誌五五卷六号参照)、女子少年院の交野女子学

院（大阪府交野市。同五九卷六号参照）がある。

和泉学園の見学は、平成二十三年（二〇一一年）一月に行なった。

一、はじめに

和泉学園は、大阪府阪南市の郊外にある。

和泉学園は、昭和二十四年（一九四九年）に浪速少年院（現・大阪府茨木市）の分院として発足した。昭和二十八年（一九五三年）に本院に昇格して和泉少年院となった。昭和三十二年（一九五七年）には全国で初めて短期間の処遇に取り組み、昭和五十二年（一九七七年）に通達によって短期処遇の施設となった。平成四年（一九九二年）には和泉学園と改称した。平成一二年（二〇〇〇年）より、新築工事に着手し、二つの寮の建物を建設し、完工後の平成二〇年以降、長期処遇も実施することとなった。

敷地面積は約四万平方メートル、建築面積は六〇〇〇平方メートル、延床面積は一万三〇〇〇平方メートルである。

種別は、初等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一二歳以上おおむね一六歳未満の者が対象。少年院法二条二号参照）、中等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一六歳以上二〇歳未満の者が対象。少年院法二条三号参照）の指定を受けている。

処遇課程は、長期処遇の生活訓練課程、職業能力開発課程、教科教育課程、一般短期処遇の短期教科教育課程、短期生活訓練課程の指定を受けている。和泉学園は、平成三年（一九九一年）に特修短期処遇課程を開設したものの、平成一九年（二〇〇七年）の特修短期処遇の施設集約に伴い同課程を閉鎖した。

和泉学園は、原則として近畿二府四県の家裁判所から送致された男子少年を収容している。

和泉学園における処遇の紹介としては、田所康二「和泉学園における広報活動——地域とのつながりの中で——」刑政一二〇巻九号（二〇〇九）三八頁以下などがある。

まず、施設の概要や処遇の内容などを次長からお話しいただいた後、次長の案内で院内の見学を行ない、その後、質疑応答の時

間が設けられた。

二、処遇の内容

和泉学園の収容定員は、長期処遇一五〇名、短期処遇一〇〇名である。参観当日の在院者数は長期処遇一四八名、短期処遇六七名であり、収容率は長期処遇九九%、短期処遇六七%となっている。短期処遇の収容率が低く、長期処遇の収容率が高いのは全国的な傾向と一致している。在院者を少年院の種別ごとに見ると、初等少年院一〇三名、中等少年院一一二名となっている。和泉学園の場合、中等少年院として処遇しているのは一七歳六か月までの少年である。

在院者を処遇課程別に見ると、長期処遇の生活訓練課程〇名、職業能力開発課程一〇七名、教科教育課程四一名、一般短期処遇の短期教科教育課程二六名、短期生活訓練課程四一名である。

平成二十一年（二〇〇九年）の新規入院者を送致事由別に見ると、窃盗が四割を占め、最も多い。また、入院時の年齢別に見ると、一六歳が四割で最も多い。さらに、決定家庭裁判所別に見ると、大阪家庭裁判所（支部含む）が五割、次いで神戸家庭裁判所（支部含む）が二割となっている。そして、保護者の状況を見ると、実母のみが四割、実父母が三割となっている。

仮退院までの教育期間は、長期処遇の場合が一一か月、短期処遇の場合が五か月である。

矯正教育は、他の少年院同様、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三段階に分かれる。基本的な生活習慣の確立など、育て直しに重点が置かれている。

新入時教育は、長期処遇が二か月、短期処遇の場合が二週間である。オリエンテーションのほか、保護者会として子育てセミナーなどが実施される。

中間期教育は、長期処遇が六か月半、短期処遇の場合が一〇週間である。集会活動、マナーなどの講座、課題作文、ロールプレイング（役割交換書簡）などの処遇は長期処遇でも短期処遇でも実施される。これに加えて、長期処遇においては、薬物、交通、

交友、被害者の問題群別指導、窯業、溶接、木工、農園芸、情報の職業補導、フォークリフト、ユニボ（小型建設機械）、危険物取扱者乙種第四類などの資格取得を目指した教育などが行なわれる。また、短期処遇においては、性、薬物、交通、窃盗、暴力の非行態様別プログラム、農耕、園芸の職業補導が行なわれる。

出院準備教育は、長期処遇が二か月半、短期処遇の場合が八週間である。院外委嘱職業補導、社会奉仕、事業所やハローワークなどの社会見学、親子交流会などのほか、保護者会としてワークショップが実施される。

中学生の場合、教科教育として院内で授業が行なわれている。

保護者に対する措置（少年院法一二条の二）として、保護者への働き掛けに力を入れており、保護者会などを通じて指導している。もともと、問題性の高い少年の保護者が働き掛けに応じないことも少なくなく、苦慮している。

三、施設の様子

次長からのお話の後、院内を見学した。

長期処遇の在院者を収容する紀泉学寮と短期処遇の在院者を収容する泉南学寮は双方の在院者の接触を避けるため、別々の建物となっており、両建物の中に体育館とプールが配置されていた。体育館も紀泉学寮と泉南学寮で別々になっていた。プール、グラウンド、農場は双方の学寮で共用であるものの、学寮ごとに使用時間を分けて、双方の在院者の接触を避けるようにしているとのことであった。

長期処遇の少年を収容する紀泉学寮は六階建てであった。三階から五階の各階に二つずつ寮が置かれていた。木工の職業補導の様子を廊下から窓越しに見学した。

短期処遇の少年を収容する泉南学寮は四階建てであった。二階と三階の各階に二つずつ寮を置きうるようになっていた。

在院者数が定員を下回っているために見学当日に使用されていなかった寮の内部を見学した。四人部屋の集団室と一人部屋の単

個室があり、畳敷きのベッドが作り付けられていた。コの字型の居室配置となっており、法務教官が全ての居室の動静を同時に把握することが困難な状況が窺われた。浴場は寮ごとに設置されていることもあって、やや小ぶりな印象を受けた。新入時期の寮の居室の扉は部屋の内側に取っ手が無い点が特徴的であるとの説明を受けた。

小学生の在院者向けに用意された寮も見学した。全て単独室であり、寮の中央部のプレイルームはカーペット敷きにされているなど、やや柔らかい雰囲気とされていた。これまでのところ小学生が少年院送致となった例がないため、使用実績はないとのことであった。

少年院としては敷地が広くなく、高い建物が建っているせいも、狭隘な印象を受けた。

四、感想

和泉学園は、長期処遇の少年院と短期処遇の少年院を併設し、これまでの一般的な大規模の少年院二庁分を一つの少年院としている。その最大の目的は、事務部門の人員削減にあり、削減された人員が教育部門に充当されているわけではなく、人員は純減とされているようである。矯正処遇が一定以上のマスマリットを活かしていく分野であることを踏まえれば、教育部門の人員を充実させずに施設を大規模化するメリットは考えにくいように思われた。

とりわけ、見学をさせていただいたコの字型の居室配置は、複数の法務教官がネットワークを活かすことにより、児童福祉施設のホーム制に近い処遇を実現することが期待されるものであり、各寮に十分な法務教官を配置することが求められよう。

長期処遇と短期処遇を同一施設で実施する男子少年院は珍しい。施設内での職員の異動などを通じて双方の処遇形態が洗練されるというよい効果が発現することを期待したい。

* 御多忙の折、参観のお世話をいただいた次長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

* 本研究は、平成二三年度関西大学研修員研修費によって行いました。

【施設見学記録の今後の在り方について】

施設見学記録は、五五巻六号の浪速少年院から本号の和泉学園まで二二回にわたって、刑務所と少年院を中心に施設の概要や特色を紹介してきた。二二の施設を紹介することを通して、とりわけ刑務所と少年院については、紹介する施設が大阪矯正管内の大半を占めるに至り、収容の状況や処遇の内容を俯瞰することができるようになって、五五巻六号の「掲載開始にあたって」で設定した掲載の目的をひとまず達成できたように思われる。

そのため、特に刑務所と少年院については、これまでのような形式で収容の状況や処遇の内容を紹介する必要性は小さくなったと言える。一方で、施設ごとの特色や収容の新たな動向は紹介する必要性が高いと考えられる。

そこで、例外的にこれまでの形式で紹介する必要性が高い施設を除いて、今号を最後に従来の形式で施設ごとに紹介することをいったん休止する。それに代えて、一年に一回を目途に一年間に参観や見学を行なった各施設の特色をまとめて紹介することとしたい。

二二回にわたる連載を認めていただいた関西大学法学会と愛読いただいた諸氏に感謝申し上げ、ひとまずの区切りとしたい。